

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営方針(案)

意見募集期間 : 令和6年3月27日～令和6年4月16日

意見等の提出件数 : 5件(2人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
<p>県立都市公園における自然環境保全に関する基本的な考え方 (1) ②ゾーニング図B</p>	<p>(左記資料P.11) 明石公園部会ゾーニング図Bについて、剛の池北ゾーンの「イスノキ」は正しくは「タブノキ」ではないか。</p>	<p>1</p>	<p>【ご意見を反映しました】 左記資料11ページで例示している明石公園ゾーニング図Bを修正しました。</p>
<p>「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営方針(案) (4)検討会の成果の積極的な工夫に努めます</p>	<p>(本文P.2) 「管理運営協議会等」が活発に機能していくことが今後重要となり、それには「やり取りの可視化」が求められる。そのため、「意見交換の可視化」を方針案に修正・追加すべきと考える。</p>	<p>1</p>	<p>【既に盛り込み済みです】 本文2ページ「(4)検討会の成果の積極的な広報に努めます」において、資料や議事録等を公表する旨を規定しております。</p>
<p>「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営方針(案)</p>	<p>(本文P.1~P.2) 「利用者・住民との合意を形成する」ことは、樹木伐採に限らず公園全体の運営についても重要なことであるため、「公園の基本的な運営方針についても、利用者・住民との合意形成を原則とする」と修正・追加すべきと考える。</p>	<p>1</p>	<p>【既に盛り込み済みです】 「県立都市公園のあり方検討会」提言では、公園の基本的な運営方針に大きく関わる内容として、「自然環境保全」及び「活性化」の2項目が想定されています。 また、提言では当該2項目について、公園利用者や住民等関係者と合意形成を図る場の設定及び施設の新設等重要事項に係る合意形成ルールの設定が明記されています。 今後は、この提言に従い、各公園において検討を実施し、県立都市公園全体として「共創」の促進を図ります。</p>

<p>「県立都市公園のあり方検討会」の提言を受けた県立都市公園の整備・管理運営方針（案）</p> <p>(1) 県立都市公園全体として「共創」の促進を図ります</p>	<p>(本文P.1)</p> <p>「公園の利用や運営を通じて、人間が学習し、成長する」という観点が必要と考えるため、本計画に「学習・成長」の観点を追加・修正してはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>【既に盛り込み済みです】</p> <p>方針（案）1ページに、公園の整備や管理運営等も含め「参画と共同」を経て新たな価値を生み出す「共創」の促進を図ることと定めております。これらの取組が公園利用者等の学習・成長に資するものと考えております。</p>
<p>【参考資料】</p> <p>県立都市公園のあり方検討会提言書</p> <p>(参考2)</p> <p>明石公園部会委員名簿</p>	<p>(左記資料P.26、P.27)</p> <p>県立都市公園のあり方検討会 明石公園部会に神戸市の関係者を参加させるべきではなかったのか。</p>	<p>1</p>	<p>【今後の取り組みの参考】</p> <p>今後、明石公園管理運営協議会立ち上げにあたり、頂きましたご意見を参考にさせていただきます。</p>